

# 関心の高まる 在職老齢年金からの 法人アプローチ

景気の底打ち宣言はされたものの、実態はと言えば資金繰りに頭を悩ませる中小企業の経営者が多いのも事実。退職金の積立資金を捻出する余裕のない経営者が増える一方で、今年4月から「ねんきん定期便」が被保険者全員に送付され始めたことにより、経営者にとっても年金に対する関心はかつて無いほど高まっています。そこで今回の特集では、役員退職金を切り口として報酬減により年金を受け取るとともに、浮いた資金で生命保険の積立を実践する提案として「在職老齢年金話法」と呼ばれる手法をご紹介します。

有限会社ピージェイハーベスト代表取締役  
社会保険労務士 ● 沖倉 功能

※紙面の制限上、年金や社会保険料・税金の説明は概略で一般的なものとなっています。例外規定等もありますことをご了承ください。

## はじめに

FP・社会保険労務士である筆者は、数年前より中小企業経営者向けに「在職老齢年金を利用した退職金作り」をテーマとしたセミナーを行っています。

具体的には、60歳以上の経営者に対して以下のような考え方を紹介する内容で、いわゆる「在職老齢年金話法」と呼ばれているものです。

1. 自らの報酬を下げる
2. 減額されていた年金を受け取る  
(=会社からの収入減の一部を国からの収入で補てん)
3. 減額した報酬分を退職金原資として生命保険で積み立てる
4. 退職金として受け取る

この仕組み自体は目新しいものではありません。実際にご存知の方も多と思います。しかしセミナーを行って気が付くことは、ここ1年前後で関心を示す経営者が明らかに増えてきたことです。時代の流れが、この手法を必要としているとも言えるでしょう。

関心が高まっている理由はいくつか考えられますが、特に以下の2つが大きいと思われます。

### ① 公的年金に対する関心の高まり

社会保険庁の年金記録問題などをきっかけとして、公的年金が世間の注目を集めるようになりました。さらに、平成21年4月より「ねんきん定期便」が、国民年金・厚生年金保険の被保険者全員に送付されていることで、年金を身近なものとして捉えている方が増えています。「在職老齢年金話法」は、まさに公的年金そのものを利用する仕組みだけに、関心を示す経営者が多くなっているのです。

り、厳しい時代だからこそ、この手法が目されるのです。

そこで今回は、確実に関心が高まっている「在職老齢年金話法」を、基本から紹介していきたいと思えます。単なる仕組みだけではなく、この話法をいかに生命保険に結びつけるかといった観点から紹介しますので、ぜひ参考にしてみてください。

## 知識編 「公的年金の基礎」

「在職老齢年金話法」の詳細に入る前に、前提知識となる公的年金、特に中小企業経営者にとっての公的年金について確認しておきます。

### 公的年金制度と年金額

経営者や会社員は、第2号被保険者として公的年金に加入しています。受け取れる年金は、生年月日によっても異なりますが、基本的には図表1のようになっています。

年金額については、「特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分」と「老齢厚生年金」は、受け取っていた報酬と加入期間によって決まり、「特別支給の老齢厚生年金の定額部分」と「老齢基礎年金」は、加入期間によって決まります。

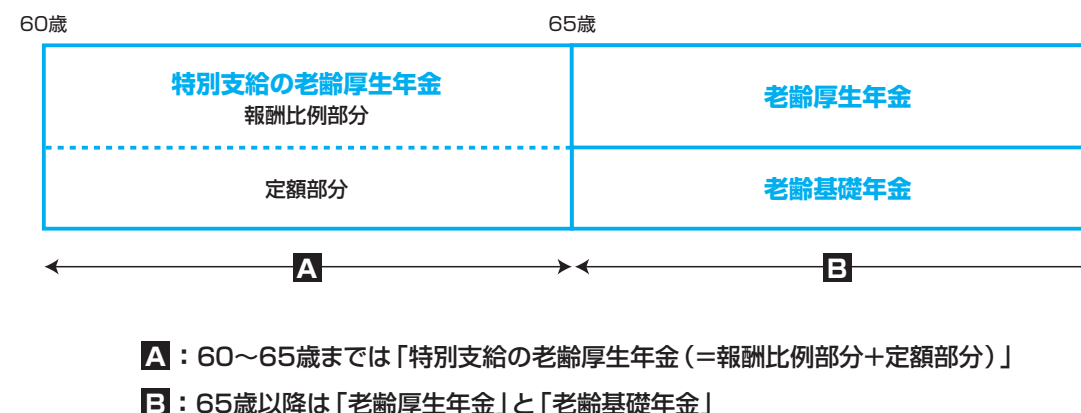
受け取ることのできる年金額は、報酬や加入期間によって千差万別ですが、加入期間が40年前後の第2号被保険者であれば、次のような金額となるのが一般的です。

- 「報酬比例部分」と「老齢厚生年金」は年間約120万円前後
- 「定額部分」と「老齢基礎年金」は年間約80万円前後

つまり、第2号被保険者の場合、60歳から年間200万円前後が、平均的な年金受取額になります。しかし4ページ図表2の通り、今後は生年月日に応じて年金の支給開始年齢が引き上げられます。

このように、現在はまだ60歳から一部年金を受け取ることができていますが、今後は生年月日によって段階的に65歳まで引き上げられることになっています。

■図表1 公的年金制度の仕組み



■図表2 生年月日による年金支給年齢引き上げイメージ

●男性：昭和16年4月2日～昭和18年4月1日 女性：昭和21年4月2日～昭和23年4月1日

60歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
61歳	定額部分	老齢基礎年金

⇒以降、生年月日に応じて定額部分引き上げ

●男性：昭和24年4月2日～昭和28年4月1日 女性：昭和29年4月2日～昭和33年4月1日

60歳	報酬比例部分	老齢厚生年金
65歳		老齢基礎年金

⇒以降、生年月日に応じて報酬比例部分引き上げ

●男性：昭和36年4月2日以降生まれ 女性：昭和41年4月2日以降生まれ

65歳	老齢厚生年金
	老齢基礎年金

在職老齢年金制度

60歳以降も厚生年金の被保険者として働き続けると、受け取る報酬に応じて年金は減額されますが、これが在職老齢年金制度です。

■図表3 在職老齢年金額（60歳～65歳未満の間で働いた場合）

(A) \ (B)	8	10	12	14	16	18	20
20	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
30	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
40	0	0	0	1.0	2.0	3.0	4.0
50	0	0	0	0	0	0	0

・横軸(A)は年金月額(定額部分+報酬比例部分の1ヵ月分)  
・縦軸(B)は60歳以降に働いて受け取った総報酬月額相当額※

※総報酬月額相当額とは、60歳以降に働いたことによって受け取った報酬(標準報酬月額)に、直近1年間に受け取った賞与を12で割ったものを足した額

減額の仕組みは、「60歳から65歳未満の間で働く場合」と「65歳以降で働く場合」で異なりますので、分けて確認します。

① 60歳～65歳未満の間で働いた場合

60歳から65歳未満の間で働くと、年金全体(=定額部分+報酬比例部分)が減額対象となります。生年月日によっては、報酬比例部分のみの受取りとなりますが、その場合は報酬比例部分が減額の対象となります。減額後、実際に受け取ることのできる金額は図表3の通りです。

【具体例1】

- 60歳からの年金額(定額部分+報酬比例部分)：192万円(年金月額16万円)
- 60歳以降働いたことによって受け取った報酬(=総報酬月額相当額)：20万円

この例では…

受け取れる年金月額は12万円になります。月額20万円の報酬を受け取ることにより、年金月額は4万円減額されることになります。

【具体例2】

- 60歳からの年金額(報酬比例部分のみ)：120万円(年金月額10万円)
- 60歳以降働いたことによって受け取った報酬(=総報酬月額相当額)：40万円

この例では…

受け取れる年金月額はゼロになります。月額40万円の報酬を受け取ることにより、年金は受け取ることができなくなります。

② 65歳以降で働いた場合

65歳以降に働き続けても、年金は減額されてしまいます。しかし、減額の対象は老齢厚生年金の部分だけです。老齢基礎年金は収入に関係なく全額支給されます。減額後、実際に受け取れる老齢厚生年金額は図表4の通りです。

■図表4 在職老齢年金額（65歳以降で働いた場合）

(A) \ (B)	5	8	10	12	15
30	5.0	8.0	10.0	12.0	15.0
40	5.0	8.0	9.0	10.0	11.5
50	1.5	3.0	4.0	5.0	6.5
60	0	0	0	0	1.5

・横軸(A)は年金月額(老齢厚生年金の1ヵ月分)  
・縦軸(B)は65歳以降に働いて受け取った総報酬月額相当額※  
※総報酬月額相当額とは、65歳以降に働いたことによって受け取った報酬(標準報酬月額)に、直近1年間に受け取った賞与を12で割ったものを足した額

【具体例1】

- 65歳からの老齢厚生年金額：120万円(年金月額10万円)
- 65歳以降働いたことによって受け取った報酬(=総報酬月額相当額)：40万円

この例では…

受け取れる老齢厚生年金額は月額9万円になります。月額40万円の報酬を受け取ることにより、老齢厚生年金は月額1万円減額されます。老齢基礎年金は一切減額されません。

【具体例2】

- 65歳からの老齢厚生年金額：120万円(年金月額10万円)
- 65歳以降働いたことによって受け取った報酬(=総報酬月額相当額)：60万円

この例では…

受け取れる老齢厚生年金額はゼロになります。月額60万円の報酬を受け取ることにより、老齢厚生年金は受け取ることができなくなります。老齢基礎年金は一切減額されません。

経営者にとっての年金と対策

在職老齢年金制度は、サラリーマンより中小企業経営者の方が影響を受けやすいと言われています。なぜなら、一般的にサラリーマンは60歳以降に働き続けたとしても、それほど多くの報酬を受け取れることはありません。そのため、年金が大幅に減額される心配は少ないのです。それに対し経営者であれば、60歳以降も年金が受け取れなくなる程度の役員報酬を受け取ることは珍しいことではありません。

例えば、65歳以降であっても報酬が月額60万円を超えると、老齢厚生年金はほぼゼロとなってしまいますが、一般的なサラリーマンでこれだけの報酬を受け取れるケースは多くありません。しかし、中小企業経営者であれば該当する可能性は高いはずで、すなわち、経営者ほど影響を受けやすくなるのです。

さらに、平成19年に年金制度改正があり、この在職老齢年金制度は70歳以降にも適用されることになりました。以前は、70歳以降については在職老齢年金制度の適用が無かったため、報酬の高い経営者でも年金は全額受け取ることができていました。しかし今ではそれも叶いません。生涯現役を貫く経営者は、手を打たないと一生、納得のいく年金額を受け取れない可能性もあるのです。

このように経営者ほど対策を立てなければ、公的年金は受け取りにくい仕組みになっています。しかし、対策を立てないと受け取りにくいということは、工夫をすれば受け取ることができるようになるということでもあります。

その対策こそが、会社から受け取っている報酬を下げる